

依頼試験等及び機械の貸付けに関する規程

平成21年規程第51号
(最終改正：令和6年規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人青森県産業技術センターが行う依頼による試験、分析、デザイン、加工等（以下「試験等」という。）及び機械の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(依頼試験等)

第2条 工業総合研究所長、弘前工業研究所長、八戸工業研究所長、畜産研究所長、林業研究所長、食品総合研究所長、下北ブランド研究所長及び農産物加工研究所長（以下この条において「所長」という。）は、別表第1に定めるところにより、試験等の依頼を受けることができる。

2 別表第1に掲げる試験等を依頼する者は、依頼試験等申込書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

3 所長は、依頼を受けた試験等を完了したときは、当該試験等を依頼した者に対し、その結果（デザインにあっては、完了した旨）を通知しなければならない。

(機械の貸付け)

第3条 工業総合研究所長、弘前工業研究所長、八戸工業研究所長、野菜研究所長及び農産物加工研究所長は、別表第2に定めるところにより、機械を使用させることができる。

2 別表第2に掲げる機械を使用する者は、機械使用申込書（第2号様式）を前項の所長に提出しなければならない。

(手数料及び使用料の納入)

第4条 別表第1に掲げる試験等を依頼する者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

2 別表第2に掲げる機械を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

(手数料及び使用料の納入方法)

第5条 手数料及び使用料の納入は、現金でしなければならない。ただし、第2条第1項又は第3条第1項の所長が適当と認めるときは、当該試験等の完了後、又は当該機械の使用後に口座振込によって納入させることができる。

(手数料及び使用料の減免)

第6条 理事長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、手数料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料及び使用料の不還付)

第7条 既に納入した手数料及び使用料は、還付しない。ただし、肉用牛人工授精用精液の採取及び凍結処理の手数料については、肉用牛人工授精用精液の採取及び凍結処理に係る期間中に当該牛が死亡した場合その他別に定める場合は、その全部又は一部を還付する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、依頼試験等及び機械の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 32 号）

この規程は、平成 22 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 6 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 7 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 24 号）

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 14 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 12 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 18 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 25 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 30 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 37 号）

この規程は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 10 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 26 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 11 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 13 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 14 号）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 23 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 5 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 5 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 2 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。